

老人デイサービスセンター椿寿園 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人真亀会特別養護老人ホーム椿寿園が開設する老人デイサービスセンター椿寿園（以下「事業所」という。）が行なう指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護・総合事業にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行なうことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所介護・総合事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 老人デイサービスセンター椿寿園
- ② 所在地 真岡市亀山350-20

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

- ② 生活相談員 1 名以上

看護職員 1 名以上

介護職員 4 名以上

機能訓練指導員 1 名以上（兼務）

職員は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の提供にあたる。

- ③ 事務職員 1 名（兼務）

必要な事務を行なう。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、日曜日及び12月30日から1月3日までは除く。

- ② 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。

- ③ サービス提供時間 午前8時40分から午後4時50分までとする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の利用定員）

第 6 条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の利用定員は次のとおりとする。

35名

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の内容及び利用料等）

第 7 条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

⑥ アクティビティ（介護予防）

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

① 最短の送迎道順で実施区域境から片道10km未満 200円

② 最短の送迎道順で実施区域境から片道10km以上 500円

3 食費の提供に要する費用として、680円。

4 オムツ代は、実費とする。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、真岡市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 生活相談員等は、利用者に対して職員の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行なう。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行なう。

① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

③ 時間に遅れた場合には、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を決め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行なう。

（虐待の防止に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、委員会や担当者等は、併設の特別養護老人ホームと協力・連携して行う。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人真亀会理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年10月18日から施行する。

この規程は、平成15年 6月30日から施行する。

この規程は、平成15年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 2月19日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年10月 1日から施行する。